

平成 24 年 3 月

お客様各位

暴力団排除条項および商品性見直し等に伴う貯金規定の改正について

九個荘農業協同組合では、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（平成 19 年 6 月 19 日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）を踏まえ、平成 23 年 3 月 1 日より、当座勘定規定・普通貯金規定・普通貯金無利息型（決済用）規定に反社会的勢力との取引拒絶および取引者が反社会的勢力であった場合の契約解除の条項を盛り込んでおります。

今般、警察庁および金融庁から、暴力団を中核とする反社会的勢力が、暴力団の共生者等を利用しつつ不正に融資等を受けることにより資金獲得活動を行っている実態に鑑み、より適切かつ有効に対処するため、当座勘定取引における暴力団排除条項をより明確化することが望ましいとの要請があり、反社会的勢力の排除を一層適切かつ有効に行えるよう、当座勘定規定を平成 24 年 4 月 2 日より一部改正することといたします。

また、併せて貯金商品の商品性変更等に伴い所定の貯金規定を改正いたしますので、当該貯金規定についての主要変更点を以下のとおりご案内いたします。

※一部改正後の規定につきましては、既にお取引のお客様にも適用いたします。

【貯金規定の主要変更点】

(1)当座勘定規定

- ・上記のとおり暴力団排除条項を明確化するため、該当箇所の文言を変更いたします。
- ・お客様と当組合のどちらか一方の都合による解約が可能となります。
- ・当組合において貯金払戻の停止等保険事故発生した場合には、お客様からの相殺が可能となります。

(2)総合口座取引規定（普通貯金無利息型を含む）及び全定期性貯金規定対象

- ・暴力団排除条項を追加いたします。

(3)全定期性貯金規定対象

- ・下記商品の名称を変更いたします。
 - ①自由金利型定期貯金M型「スーパー定期」→スーパー定期貯金
 - ②自由金利型定期貯金「大口定期」→大口定期貯金
- ・満期日に自動的に解約し、指定された貯金口座へ入金することができる自動解約の取扱いを追加します。（積立式定期貯金、財形貯金（年金・住宅含む）、通知貯金、譲渡性貯金、その他自動継続扱い除く）
- ・定期性貯金の解約または書替継続の際、証書式のものには証書裏面へ記名・押印いただいておりますが、解約申込書または書替継続申込書への記名・押印へと変更いたします。

(4)総合口座取引規定（普通貯金無利息型を含む）

- ・下記定期貯金等を総合口座の担保対象に追加いたします。また、下記定期貯金等については総合口座通帳と同一通帳内のものだけでなく、別冊扱いの通帳・証書についても担保対象とすることが可能となります。
- ・新たに担保対象となる定期等
 - ①自動継続大口定期貯金 ②自動継続変動金利定期貯金
 - ③積立式定期貯金（エンドレス型、満期型） ④定期積金

(5)スーパー定期貯金規定（複利型）、自動継続スーパー定期貯金規定（複利型）

- ・一部支払いが可能となる応当日を1年後から1ヵ月後に変更いたします。また、一部支払が可能となる金額単位を1万円以上1万円単位から1万円以上1円単位へと変更し、預入金額による残高制限を撤廃いたします。

【参考】現行貯金規定の残高制限

- ①残高300万円以上の場合、300万円を超える金額について一部支払が可能となります。
- ②残高300万円未満の場合、1万円を超える金額について一部支払が可能となります。

- (6)スーパー定期貯金規定（利息分割型）、自動継続スーパー定期貯金規定（利息分割型）
- ・指定された期間ごとに分割して利息を受け取ることができるスーパー定期貯金を利息分割型とし、新たに制定いたします。（現行は自由金利型定期貯金（M型）「スーパー定期」規定単利型、自動継続自由金利型定期貯金（M型）「スーパー定期」規定単利型に含まれております。）
 - ・預入期間が最長 10 年まで可能となります。（現行は最長 5 年）
 - ・法人のお取引も可能となります。
- (7)大口定期貯金規定、自動継続大口定期貯金規定
- ・預入期間が最長 10 年まで可能となるため（現行は最長 5 年）、中途解約時の利率を追加いたします。
 - ・付利単位を 100 円から 1 円へと変更いたします。
 - ・利息分割型の商品廃止に伴い当該項目を削除いたします。
- (8)自動継続期日指定定期貯金規定
- ・自動継続時に利息の元金組入れ後の金額が 300 万円以上となる場合は、自動継続スーパー定期貯金（複利型）に切り替わります。
- (9)変動金利定期貯金規定（単利型）、自動継続変動金利定期貯金規定（単利型）
- ・新規取扱商品として貯金規定を追加いたします。
- (10)変動金利定期貯金規定（複利型）、自動継続変動金利定期貯金規定（複利型）
- ・期間 1 年及び 2 年の預入が可能となるため、中途解約時の利率を追加いたします。
- (11)据置定期貯金規定、自動継続据置定期貯金規定
- ・一部支払について、元金金額 300 万円以上の場合に 300 万円を超える金額部分についてのみ可能とする金額制限を撤廃いたします。
- (12)定期積金規定（カトレア、ロマンス、なごみの定期積金規定を含む）
- ・通帳方式での取扱いが可能となります。
 - ・満期日に自動的に解約し他貯金へと振り替える自動満期処理及び自動的に同一内容を再契約する自動再契約の特約を追加いたします。
 - ・解約の際、証書式のものは証書裏面へ記名・押印いただいておりますが、解約申込書への記名・押印へと変更いたします。
- (13)積立式定期貯金規定
- ・口座振替による積立の場合、振替指定口座の極度内での貸越による口座振替が可能となります。

- ・積立の型区分について以下のとおり名称を変更いたします。
 - ①一般型→エンドレス型
 - ②期間指定型→満期型
- ・年金型の受取期間が30年から20年へ短縮されます。
- ・運用定期及び中途解約利率に期間3年までのスーパー定期貯金及び大口定期貯金の取扱を追加いたします。

(14)一般財形貯金規定

- ・最小預入単位を1,000円以上から1円以上へ変更いたします。
- ・一部支払の金額単位を1万円以上1,000円単位から1万円以上1円単位へと変更いたします。

(15)財形年金貯金規定

- ・最小預入単位を1,000円以上から1円以上へ変更いたします。
- ・3ヵ月の受取周期に加えて2ヵ月が可能となります。
- ・退職後2年以内に転職した場合には、所定の手続により継続して預け入れ可能となる旨を記載しました。
- ・支払開始日以後の支払回数の変更の取り扱いについて記載しました。

(16)財形住宅貯金規定

- ・最小預入単位を1,000円以上から1円以上へ変更いたします。
- ・退職時の取扱い内容等を追加いたします。

(17)通知貯金規定

- ・通帳方式での取扱いが可能となります。
- ・付利単位を100円から1円へと変更いたします。(預入金額は5万円以上とし、変更はありません。)

(18)譲渡性貯金規定

- ・預入金額を3,000万円以上から1,000万円以上へと変更いたします。
- ・付利単位を1,000万円から1円へと変更いたします。

以 上